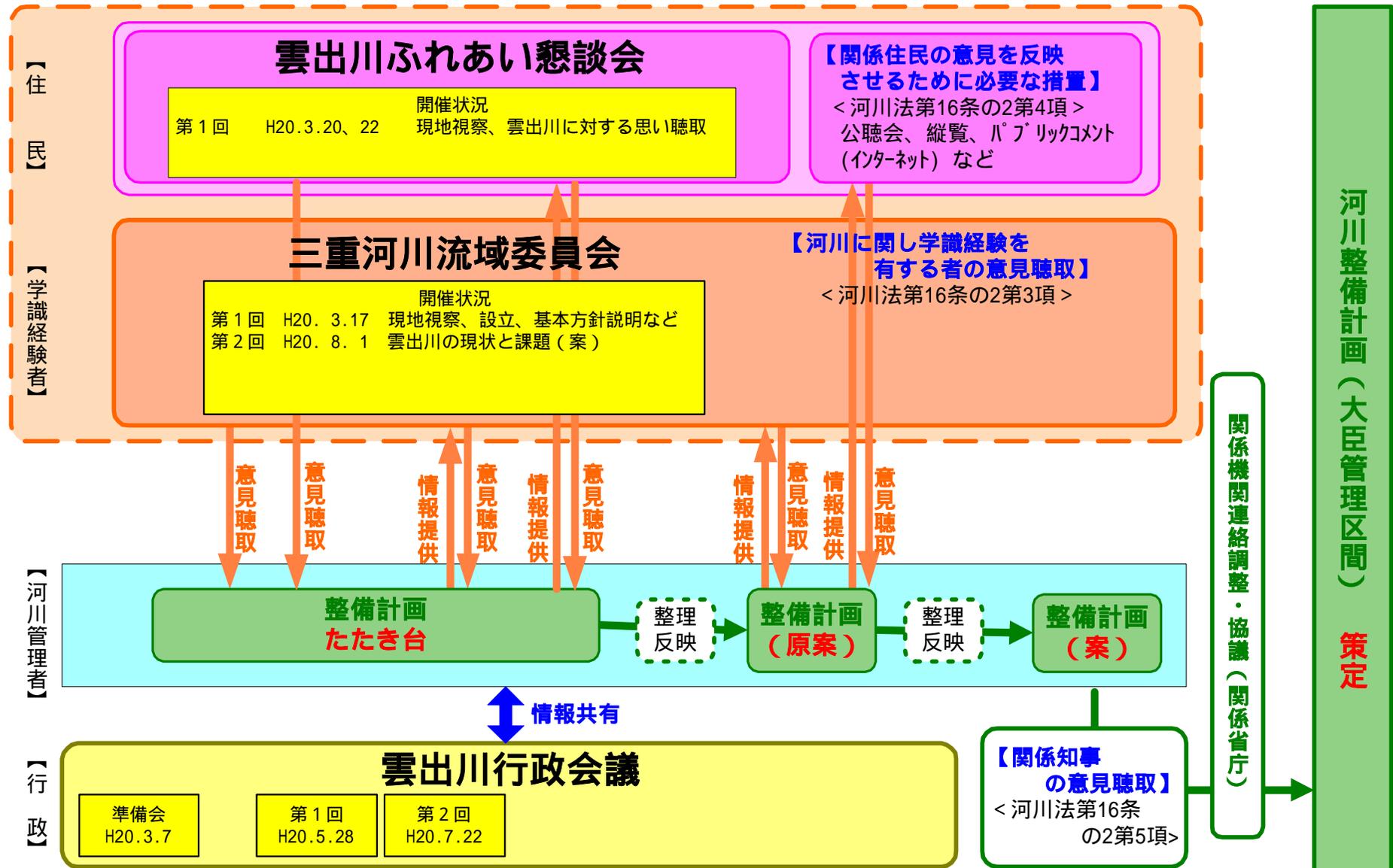


河川管理者は、住民・学識経験者に必要な情報提供を行い、意見聴取を図る。
また、河川整備計画策定プロセスにおいて、関係行政機関との情報共有を図る。



「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の策定について

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会資本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の皆様の理解を得ながら進めていく必要があります。公共事業の計画に関して国民の皆様の理解を得るためには、計画自体が適切であることはもちろんのこと、計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性を確保していくことが重要であることから、今般、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」を策定しました。（平成20年4月4日 国土交通省発表）

【社会資本整備重点計画】

- ・社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき策定。
- ・社会資本整備を進めるにあたり、透明性、公平性を確保し、住民参画の取り組みを推進。

【国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン（平成15年6月）】

- ・計画策定者からの積極的な情報提供により住民参画を促し、住民・関係者との協働の下で、事業の公益性・必要性を判断。

- ・計画づくりで、社会・経済・環境面等の様々な観点から総合的な判断が必要。
- ・住民・関係者などの理解と協力が不可欠
- ・計画作成プロセスの透明性の確保

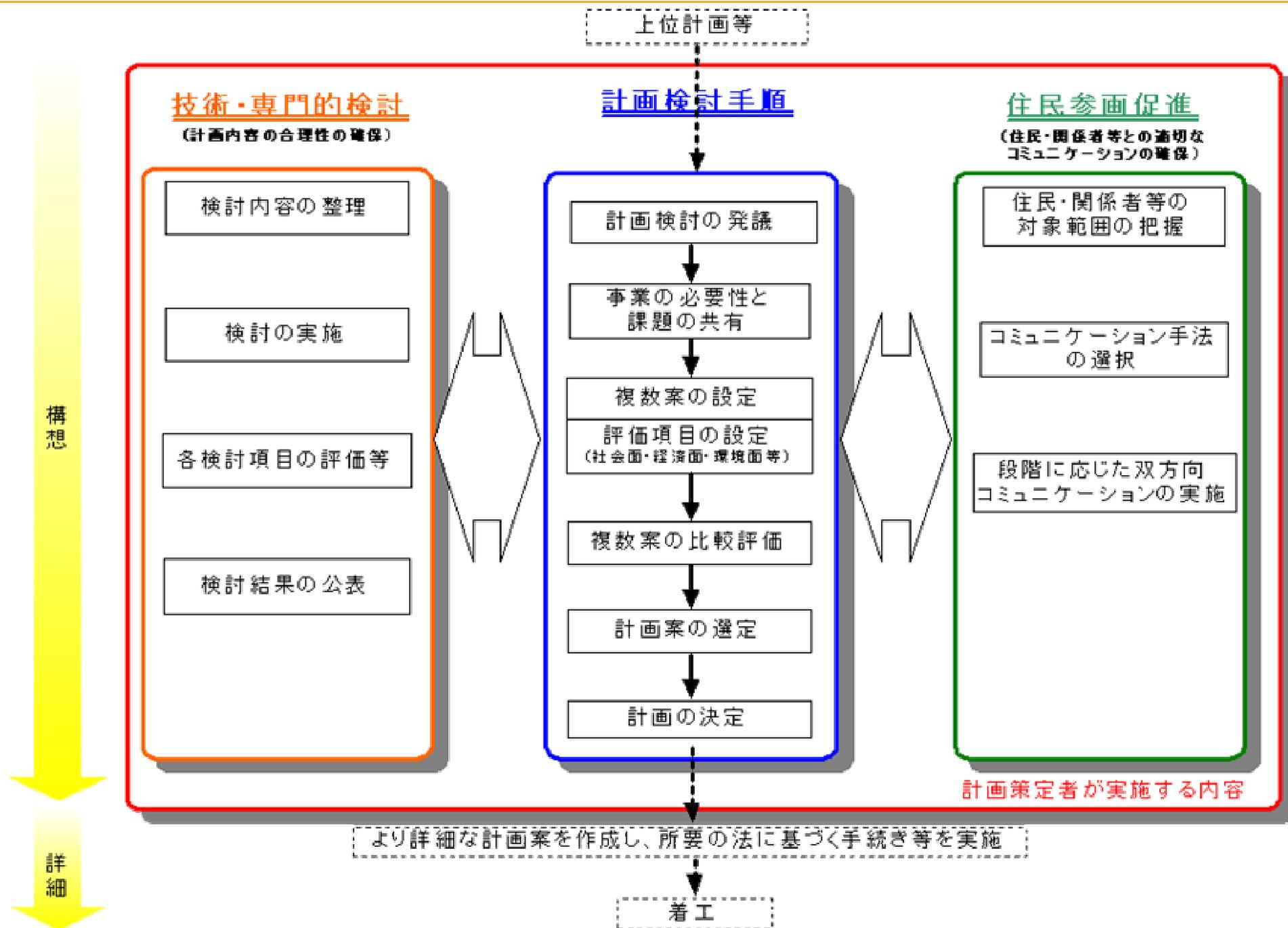
「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」 （環境省：平成19年4月）

- ・事業に先立つ早い段階での環境配慮

【公共事業の構想段階における計画策定プロセスのあり方について（平成20年4月）】

- ・計画策定プロセスにおいて、社会・経済・環境面等の様々な観点から総合的な検討を実施。
- ・計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもと進める。
- ・戦略的環境アセスメントの観点を含むもの。

構想段階における計画策定プロセスの体系図



構想段階における計画策定プロセスの各主体の関係

